

## 平成 28 年度定期監査( 8 )(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 28 年度定期監査( 8 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

### 記

#### 1 概要

##### (1) 実施時期

平成 28 年 11 月 29 日から平成 29 年 1 月 12 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 方針

平成 28 年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

##### ア 一般的事項

(ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。

(イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。

(ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。

(エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ、単価、歩掛り等は適切か。

(オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。

(カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。

(キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

(ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。

(ケ) 工事および工程の管理・監督(監理)は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

##### イ 重点事項

(ア) 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

(イ) 法令手続は、遵守されているか。

(ウ) 学校生徒(児童)・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

(イ) 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

(オ) 工事関係書類の確認および管理・監督(監理)は、適切に行われているか。

(3) 対象工事

ア (仮称)練馬区立清水山公園整備工事

[練馬区大泉町一丁目6番地内]

イ 鉄池付18号等整備(街築・舗装)工事(その1)

[練馬区石神井町七丁目・八丁目地内]

(4) 対象部課

ア 土木部道路公園課

イ 土木部計画課

ウ 土木部維持保全担当課

2 監査結果

適正に行われていた。